

山口県宅老所・グループホーム協会

第6回 理事会議事録

- 1 開催日時 平成29年2月15日(月) 午後2時～午後4時55分
- 2 会場 山口県セミナーパーク 研修室218
- 3 理事総数 13名
- 4 出席者数 8名 (岡屋会長・山本副会長・小川理事・久保田理事・安藤理事・古城理事・山田理事・長弘理事)
- 欠席理事数 5名(嶋田理事・坂本理事・岡安理事・河口理事・中西理事)
- 出席監事 1名(高津監事)
- 欠席監事 2名(村山監事、村上監事)
- 他 1名(事務局 松井)
- 議長:長弘理事
- 議事録署名人:高津監事
- 議事録作成人:事務局

【会長挨拶】

世界情勢においてはトランプ氏が大統領となりナショナリズム的な部分がでてきています。介護においては平成29年度から介護技能実習制度が始まるが、皆さんは利用されるでしょうか。私の事業所では利用を検討しているが、今後の動向が気になるところです。今年度は6月に始まり、団体連合会に加盟後10月に宮崎会長をお招きして特別企画を開催し、また、各部会においては活発に活動をされていること大変喜ばしいことであると思っています。来期に向け、リーダー研修の件、事務局について検討をしなければならないので、慎重審議をお願いします。

【議事】

議長に長弘理事、議事録署名人に高津監事が選出され議事に入る。

【議事】

議案第1号 報告事項

(1) 各部会

①研修部会

実践リーダー研修は終了した。実践者研修は今週末の報告会を残すのみである。

来年度の研修について1月11日に県庁において社協含め協議を行った。話し合いの結果、概ね次のとおり開催することが決定した。

実践リーダー研修については、募集人数を社協40名(これまでは50名)、GH協40名と

し受講料は60,000円から65,000円に値上げをする。実践者研修については、受講料を30,000円から35,000円に値上げをする。GH協としては、会員については受講料をこれまでとおり据え置き、会員外の受講者については、値上げ料金を適用していく方向で検討している。

来期の日程(新カリキュラム)については、実践リーダー研修4日間から5日間となるが、実践者研修は9日間で今期同様である。

②学習部会

平成28年9月16日 第1回学習会 27名参加。

平成28年10月1日 特別企画 26事業所、会員51名、非会員3名参加。

平成29年2月27日 第2回学習会を予定している。準備を進めているが、まだ申し込み者数が少ない。グループワークを行う関係で早めに申し込みいただくことが望まれる。

③広報部会

平成28年7月、29年1月の2回GH協通信を発行。

ホームページの更新を随時行っている。

④調査研究部会

前藤本副会長、前越野理事が行った宅老所や認知症高齢者グループホーム等の研修及び研究に関する事業(公益財団法人 大同生命厚生事業団 平成27年度地域保健福祉研究助成事業)の他は活動をしていない。

介護保険研究大会についての会議の参加、裏方手伝い等協力を行った。

⑤地域(ブロック)部会

【岩国・柳井ブロック】

昨年9月に勉強会を行ったが、その後活動ができていない。

【光・下松・周南ブロック】

1回目は懇親会、第1回学習会は竹中先生をお招きして認知症ケアの勉強会を開催した。今後、2月24日に第2回学習会(救急救命)、3月24日に第3回学習会(薬の研修会)を予定している。

年度末にブロック学習会の意見振り返り、来期の企画についてFAXにてアンケートを実施する旨検討している。

【防府・山口ブロック】

昨年7月29日に懇親会を開催30名程度参加、10月28日に第1回学習会(地域交流について)、12月10日に忘年会を開催(約20名参加)した。2月24日、あかつき防府にて勉強会を開催予定である。

【宇部・山陽小野田ブロック】

9月に1回目として懇親会を開催した。2回目として11月にペップトークについての勉強会を開催した。約20名が参加した。2月24日に勉強会を開催予定にしている。

【下関・萩・長門ブロック】

第1回目は、ルネッサながとにおいてレクリエーションについての勉強会を開催し22名の参加があった。第2回目は、10月28日、情報交換会及び施設見学（グループホーム喜楽園、グループホーム豊田）を開催した。32名の参加があった。第3回目として、11月25日に災害時対応についての勉強会を開催した。18名の参加があった。第3回目の勉強会を契機に災害時対応の勉強会を進めていく話ができたが、全会員の協力が得られる状況でもなく、予算的にも難しい面もあるため、この件については、理事会の意見も聞きながら来期に向けて検討していきたい。

議案第2号 地域部会について

①学習会案内のメール送信に関する日時の再確認

⇒ 毎月10日、25日にブロック理事に発信をするのでそれまでに嶋田理事に提出を行う

②学習会の一般参加者の参加費について再確認

⇒ 会員参加費については原則無料、企画によっては会員徴収も可。一般は3,000円

③講師マニュアルについての説明（資料P1 講師謝金支払いマニュアル 参照）

講師謝金規定別表一が現行の所属税率について合っていないため、次回理事会までに研修部にて修正案を提出する。所得税率の変更に影響されない形式で作成をする。資料のフォーマットを統一して利用する旨承認。振込及び現金手渡しの場合のマイナンバーの受領の可否については事務局にて確認する。

④28年度のブロック会費の返金

⇒ 3月末時点で手元にある繰越金については事務局へ返金（年度末）

⇒ 29年度分は新たに新年度に配分、年度精算方式

⑤28年度各ブロック事業報告、29年度各ブロック年間計画について

⇒ 実施した活動内容について簡素に報告

既に提出された報告書を参考に日時、会場、テーマ、講師、参加人数をまとめたものいつまでに年間計画を作成するか。⇒総会前の理事会までに作成をする。

フォーマットの統一（事業報告、事業計画）

⑥ その他

⇒ 理事からの要望等

上記について承認される。

議案第3号 第2回学習会について

日時： 平成29年2月27日（月）13:30～16:30（受付13:00）

会場： セミナーパーク90人室

テーマ： 虐待へつながる道を断つ～認知症の「人」の「笑顔」を守るために～

講師： 林田俊弘 氏 全国 GH 団体連合会 副代表

懇親会： 楽処ふるさと（新山口在来線口すぐ）18時30分～20時30分 会費 5000円

参加申込状況： 18名（2月6日時点）

講師送迎担当：岡屋会長

受付：山本副会長、古城理事

司会については学習部にて検討、依頼をする。

学習会の内容としては、講演90分を行い、その後、グループワーク、まとめを行う。細かいタイムスケジュールは学習部にて確認する。グループワークのテーマは林田さんに検討いただいているが、資料については林田さんから岡屋会長に届く予定である。グループ分けは学習部にて行う。

準備物としては、領収書（事務局にて事前に準備）、ノートPC、旅費謝金。

確認事項として、講師の交通手段、当日資料の有無、タイムスケジュール、書籍販売について、グループワークのテーマ等。学習部にて確認をする。

当日、役員は12時に集合、準備をする。

学習会終了後は、18時30分より懇親会を開催。講師の送迎は岡屋会長が担当する。

参加呼びかけ→理事中心に会員に参加を促す。

事務局からも全会員へ2月学習会の案内をFAXにて送る。

上記について、承認される。

～休憩～

議案第4号 実践者・リーダー研修 受講料について

実践リーダー研修について 社協、GH 協ともに40名定員として募集、受講料は65,000円として募集する方向で進んでいる。GH 協としては会員については会員価格として6万円で据え置く。来年度から外部実習がなくなるためその分経費は軽減される。

実践者研修の受講料は 35,000円として募集する。GH 協としては会員については会員価格として3万円で据え置く。

会員の定義はどうするか？正会員のみ限定するのか、会員は正会員のみ限定するのがよいのではないか。そうすれば正会員増員につながるメリットがある。

次年度は会員価格の適用は正会員のみとするが、来期の様子をみて、会員価格を正会員に限定するか否か、賛助会員の会費値上げを含め対象を広げるか否かを検討していく。

上記について承認される。

議案第5号 記念講演会について

これまで2年おきに開催していたが、財政的に苦しい面もあるため、5年おきにするか、3年おきにするか前回理事会にて保留となっていた。本理事会で決定したい。

収入源が限られているなか、記念講演開催は費用がかかるため、開催頻度を減らしていくのがよい。記念という節目といえ、5年ごとに行うことがよいのではないか？

毎年の学習会については学習部が担当し、何年かおきに記念講演会を開催していくのがよいのではないか？

昨年加入した団体連合会の毎年フォーラムもあるため、そちらも会員に案内しながら、GH協独自の記念講演会を5年おきに開催するという流れがよいのではないか？

上記意見がだされ、記念講演は5年ごと開催し、今回は20周年時に記念講演を開催する旨承認される。

議案第6号 理事の退任・追加について

岡安理事が事情により今年度限りで理事を退任する運びとなった。

岡安理事の代わりに新たに理事を選任したい。

宇部・山陽小野田ブロックで1名、防府・山口ブロックで1名、下関・萩・長門ブロックで1名候補者を探す。次回3月理事会までに報告をいただきたい。

上記について、承認される。

議案第7号 事務局の契約終了 新規事務局契約・臨時社員総会について

事務局候補の事業所・・有限会社花咲美。デイサービス、有料老人ホーム、介護以外の事業を行っている事業所である。2年契約で進めたい。

事務局候補事業者が山口市の事業者であるため、定款変更しなればならず、臨時総会開催が必要。臨時総会資料は会長と相談しながら、事務局にて作成

臨時社員総会は平成29年3月22日13時よりセミナーパークにて開催する。

上記について承認される。

～休憩～

議案第8号 要望書について（資料P7 要望書案参照）

要望書案について会長より説明がある。

各市町や担当者ごとに対応が異なる点において改善を求め、回答を求めるため書面での要望書を出す。要望者は会員に送付し、HPへのアップ、団体連合会へも提供する。キャリアパスの点について加筆をしたい。

理事から、従業員不足で介護事業がまわらないので、改善を求めたい旨の意見、オレンジサポーター制度については認知症専門施設であるグループホームを活用してもらい旨発信していきたい旨の意見、事業所の書類関係の負担が増えており、利用者にかかる時間を増やせない旨の意見等がだされる。

原案について特に意見がないので、加筆修正は会長に一任し、各地域の理事と会長に

て各市町に要望書を提出していき、確実に回答をもらうよう進めていく旨承認される。

議案第9号 来期部会編成について

事務局と研修部の連携が課題。研修事業については事務局に負担させることが難しい。研修部を充実させることが必要である。

学習部を廃止するのであれば、2名を研修部、1名を地域部会に配置。学習会は理事において持ち回りでできるか

研修部を専任で受ける理事については、何かしらの対価を支払うことも検討すべきであり、研修事業の予算のなかで研修事業を請け負う理事に対して実費負担をしていくのがよいのではないか。

上記意見を踏まえ、さらに検討をしていく。

議案第10号 来期計画について

各地域部会、各部会において次回理事会前までに計画を出す旨承認される。

地域部会の計画について何回事業をすればよいかという決まりはあるかとの質問については、決まりはなく、地域ごとの特徴があってよい。

多忙で学習会に出てこられない方のため、出張研修などもやってはいいのではないかとの意見もだされた。

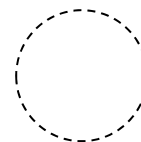
【その他】

次回理事会予定：平成29年3月22日

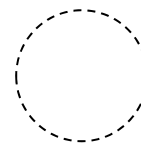
上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、会長、議長及び出席監事がこれに記名押印する。

平成28年 月 日

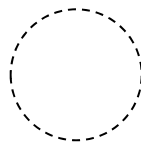
会 長



議 長



監 事



G・H 協会ブロック別講師支払いマニュアル

- 外部講師の謝金に関してはブロック会費（5万円）より対応を原則とする
- 謝金に関してはG・H協会ホームページの謝金規程を参照のこと
(別添資料1を確認)
 - ※ 謝金については講師の区分表を確認。(ファシリテーターも同様)
 - ※ 時間帯については時間筋に沿った区分を確認。
 - ※ 謝金について所得税(震災復興特別税含む10.21%)を掛けるものとする。交通費には掛けない。
 - ※ 別途講師謝金支払いに関しては所得税の有無、講師と謝金、交通費を含めた金額での支払いをする場合は上記の通りではない場合も考慮する。
- 謝金支払いに関する確認事項
 - ※ 所得税について研修依頼時に本人で対応か協会に対応かの確認をする。
 - ※ 協会に対応の場合、支払い日の翌月の10日前までに事務局へ提出をする(所得税分の金額をブロック会費より計上、領収書原本を事務局へ、コピーをブロックで保管)
 - ※ 所得税の預かりがない場合も領収書はもらうように明細を作成する(別添資料2を確認、追加削除し使用すること)
- 領収書に関して
 - ※ 振込みの場合はマイナンバーが必要(○)
 - ※ 手渡しの場合はマイナンバーは不要(×)
- 支払が振込の場合
別添資料3の口座振替申出書を使用すること。

講師謝金規程

山口県宅老所・グループホーム協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会（以下、「本会」という）における研修会等の講師に対する謝金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、学術大会、講演会、研修会等において本会が依頼した講師や助手等に対して支払われる金銭をいう。

(規程の対象)

第3条 本会主催の研修会等で、講師や助手等を務めた者の、全てに対して適用するものとする。

(謝金の基準)

第4条 謝金の金額については別表一の基準に従い、会長の決裁をへて決定する。なお、交通費および宿泊費などの旅費については、原則として旅費規程を準用するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、本会の理事会の決議を必要とする。

(その他の重要事項)

第6条 この規定に定めのない事項については、本会の理事会の協議によって定める。

附則

この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成22年11月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 5月 9日から施行する。

別表一

1人講師または複数講師の内の中心講師の場合 (所得税を含む)

講師区分	～90分	～120分	～180分	～240分	240分～	360分～全日
医師、全国的に著名な講師等	22,222円迄	27,777円迄	33,333円迄	44,444円迄	55,555円迄	77,777円迄
社長、教授、施設長、管理者等	11,111円迄	13,333円迄	15,555円迄	16,666円迄	17,777円迄	27,777円迄
その他	8,888円迄	11,111円迄	13,333円迄	14,444円迄	15,555円迄	22,222円迄

ファシリテーターや演習助手、研修手伝い、開講式・閉校式に参加する場合等 (所得税を含む)

講師区分	～90分	～120分	～180分	～240分	240分～	360分～全日
社長、教授、施設長、管理者等	5,555円迄	6,666円迄	7,777円迄	8,888円迄	9,999円迄	11,111円迄
その他	3,333円迄	4,444円迄	5,555円迄	6,666円迄	7,777円迄	8,888円迄

平成 年 月 日

(別添資料2)

謝金・旅費支払明細書

氏 名 様
研 修 名 一般社団法人 山口県宅老所・グループホーム協会
平成 年度 (研修会名)

項 目	金 額
謝 金	円
旅 費	円
支 給 額 計	円
所 得 税 額	円
差引現金支給額	円

一般社団法人
山口県宅老所・グループホーム協会
会 長 岡 屋 淳



平成 年 月 日

謝金・旅費支払領収書

研 修 名 一般社団法人 山口県宅老所・グループホーム協会
平成 年度 (研修会名)

項 目	金 額
謝 金	円
旅 費	円
支 給 額 計	円
所 得 税 額	円
差引現金支給額	円

一般社団法人
山口県宅老所・グループホーム協会
会 長 岡 屋 淳 様

上記金額を確かに領収いたしました。

郵便番号 〒 -

住 所

氏 名

印

振込口座申出書

平成 年 月 日

一般社団法人
山口県宅老所・グループホーム協会会長 様

申 出 者

郵便番号 〒

自宅住所

フリガナ

氏 名 ⑩

一般社団法人 山口県宅老所・グループホーム協会から私への支払いについては下記の金融機関指定口座に振り込んで下さい。

なお、内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

記

金融機関	銀行 信用銀行 組 合	支 店 支 店 出張所
預金の種類 及び口座番号	1 普通預金 2 当座預金 3 別段預金	番 号 _____
(フリガナ) 口座名義人		
マイナンバー記入欄		

- ※ 預金の種類は該当の番号を○で囲んでください。
- ※ 口座名義人は口座設置金融機関に登録してある名称をフリガナ付きで記入して下さい。
- ※ 申出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入して下さい。

平成〇〇年度〇〇ブロック活動報告

第1回

開催日時	H 年 月 日()、 時 分 ~ 時 分まで
会 場	
研 修 名	
講 師	
目 的	
参 加 者	名 (うち、会員 名、非会員 名)

第2回

開催日時	H 年 月 日()、 時 分 ~ 時 分まで
会 場	
研 修 名	
講 師	
目 的	
参 加 者	名 (うち、会員 名、非会員 名)

第3回

開催日時	H 年 月 日()、 時 分 ~ 時 分まで
会 場	
研 修 名	
講 師	
目 的	
参 加 者	名 (うち、会員 名、非会員 名)

第4回

開催日時	H 年 月 日()、 時 分 ~ 時 分まで
会 場	
研 修 名	
講 師	
目 的	
参 加 者	名 (うち、会員 名、非会員 名)

以上

平成〇〇年度〇〇ブロック活動計画

	日時	会場	企画内容
第1回			
第2回			
第3回			
第4回			

平成 29 年 2 月 日

〇〇市長 様

要望書（案）

郵便番号 747-0037

所在地 山口県防府市八王子1丁目23番4号 2F

団体名 一般社団法人 山口県宅老所・グループホーム協会

代表者名 会長 岡屋 淳

電話番号 090-8998-8977

貴職におかれましては、高齢者福祉に関する制度の充実について尽力されていることに心より敬意を表します。

山口県宅老所・グループホーム協会は県内122の事業所を会員に持ち、認知症グループホームのサービスの質の向上のための研修会の実施、情報交換、地域社会への啓蒙活動などを行うほか、認知症介護実践研修の実施機関としても活動しています。また、全国グループホーム団体連合会にも所属し、国に対して政策提言等の活動も行っています。

この度、事業の運営や介護現場の視点から要望書を提出させていただき運びとなりました。ぜひ実現して頂きたい事項について下記の通り要望させていただきます。

なお、ご担当の範囲でお答え頂けない事項については、該当機関へとその旨お伝え願います。

各項目についてご検討のうえ、文書にてご回答頂きますよう宜しく御願い申し上げます。ご回答いただいた文書につきましては、当協会会員に周知するとともに、当協会ホームページ上で公表させていただきます。

（1）補足給付制度をグループホームにも適用して頂きたい

介護保険三施設で導入されている低所得者の利用料の減免措置をグループホームにも適用して頂きたい。現在も利用料が高額であることを理由にグループホームへの入居が困難となる場合がある。今後、療養病床の削減による在宅介護が困難な認知症高齢者の受け入れ先の減少、年金受給額の減少による低所得化、医療費の自己負担額の増加等が予想される。今後更にグループホームが認知症高齢者の生活の場として重要な役割を果たすには、グループホームの入居者にも減額制度の適用があれば経済的負担が軽減され、利用しやす

くなると考えられる。

(2) グループホームにおいても福祉用具レンタルが利用できるようにして頂きたい

グループホームでは、計画作成担当者が、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて具体的なサービスの内容等を記載した「認知症対応型共同生活介護計画」を作成することとなっているが、この計画の中で必要と判断された福祉用具については、原則として事業者が用意し、費用についても事業者が負担することになる。(認知症共同生活介護の介護報酬に含まれている。) 以上のように制度上の取り決めがあり、ポータブルトイレ、介護ベッド、エアマットなどの一時的な利用に関しては事業者の負担におけるものとあっても良いかと考えるが、心身の低下や終末期における利用など継続的な利用に関しては福祉用具のリースなどの活用できるようにして頂きたい。

(3) 医療連携体制加算については正看護師だけでなく、准看護師での加算も取れるようにして頂きたい

医療連携体制に関して、看護師の配置に伴う加算(1日:39単位)はあるが、准看護師の配置に伴う加算がない。グループホームにおいて、看護師の配置に関して中々、厳しい現状である。ところが、小規模多機能型居宅介護においては看護職員配置加算ということで、正看護師と准看護師で加算の区別がされているが、グループホームは正看護師でないと加算等得ることが出来ない。現状において、グループホームでも正看護師と何ら変わることない働きを准看護師はしており、何らかの加算を考えるべきである。

(4) グループホームのみならず介護業界のイメージを向上するための施策を行って頂きたい

介護業界全体を救うためであった処遇改善手当の検討段階において、介護業界で働くものを評したワーキングプアという言葉の印象は非常に強く影響を残していると考えられる。

現在の介護人材確保困難の解決についても大事ではあるが、ワーキングプアのイメージ脱却のため、なんらかの対応を行うべきと考えられる。学校教育において福祉の重要性を伝える、市報などの広報で紹介するなど、福祉職のイメージの向上と重要性を改善する措置を取って頂きたい。

(5) 外部評価の緩和措置を導入して頂きたい

外部評価調査にかかる評価手数料が1ユニットで94,500円と非常に高額の為、事業所としては経営的に厳しい。外部評価調査に関する内容は、グループホームのサービスの質の向上に繋がるので非常に良い事ではあるが、評価手数料の補助や減免制度があると有り難い。現在、外部評価調査に伴う緩和申請(2年に1回)があるが、ある程度のサービス評価の実績があるグループホームに関しては手数料の補助や減免制度適用する等の措置を講

じて頂きたい。

(6) オレンジサポーター制度の導入と展開においてグループホームを活用して頂きたい

現在認知症サポーター養成講座を国や市町として展開をしているが、講習後、地域の特性もあり、活動の幅はそれぞれあるようですが、中々継続性のある形につながっていないのが現状である。しいてはサポーター養成研修後に「今後地域の中で活動をしてもらいたい」などの受講者意向を明確にすることで、より地域に根付いた認知症ケアの地域推進に一役担える存在になるのではないかと考える。地域密着型サービスのグループホームにおいては地域の方々の協力を無しには繁栄、貢献、ケアの充実等が難しいのが課題となってきている。

認知症サポーターの地域での自主的な活動やグループホーム、小規模施設などへの活動展開を考えることで、認知症サポーター養成講座講習後に「住んでいる地域でどのような活動ができるか」とつながると考える。

(7) 災害避難時等の協力体制の確立（福祉避難所などの検討）して頂きたい

災害時には、被害を受けた方々や被害を受けるおそれのある方々を、一時的に学校や公民館等に設けた避難所において保護する必要があると考える。しかし、避難者のうち、高齢者（認知症高齢者）や障害者、妊産婦など、特別な配慮を要する災害時要援護者にとっては、一般的な避難所における生活は、健康面や精神面への影響が懸念され、阪神淡路の際や東日本、熊本の災害時も二次避難所の必要性が多く訴えられている。地域密着型のグループホームとしては大型の社会福祉法人などと異なり小規模運営の事業所も数多くあり、職員も被災者の状態かつ、避難所での入所者の方の生活を支える人材にも限りがあるため、各市独自で福祉施設、地域等での支援方法に関する協定書の制定が必要ではないかと考える。

(8) 計画作成業務における報酬について検討して頂きたい

現在、計画作成担当者が各入居者のケアプランを作成しているが、ケアプラン(介護計画)の内容に伴い、入居者の要介護状態が良くなれば、成功報酬として加算の対象になっても良いのではないかと考える。今現在の制度では、介護度が改善すれば報酬が下がる仕組みになっている。こうした、改善すればするほど報酬が下がる仕組みは改善すべきである。また、グループホームに関してのケアマネ（計画作成者）に関しての加算がないので今後、ケアマネ業務については、報酬の見直しを行って頂きたい。また、2ユニットのグループホームでは、どちらのユニットにも介護支援専門員の有資格者を配置している場合には報酬を追加するなどの措置を講じて頂きたい。

(9) 他市町村から入居できる仕組みを構築して頂きたい

現在の地域密着型サービスの考え方では、利用したいグループホームと同一市町村に住民票がある人はそのグループホームを利用できるが、他市町村にあるグループホームに直接住民票を移して入居することは出来ない。ということは他市町村に移り住んだ人が認知症になり、故郷の市町村にあるグループホームに入居したい場合でも入居できず、住所地特例制度が適用される特養などを選択せざるを得ない。つまり、他市町村に一旦移り住んだが戻ってくる場合などは、グループホームを利用するのは非常に難しいということである。住所地特例の制度を導入するなどして、これを実現して頂きたい。入居したいグループホームのある市町村に家族等が住んでいる場合、家族宅に住所変更していれば入居可能としている市町村もあるが、この対応に関しても市町村で色々な取り決めがあると思われる。様々な状況を考慮して、地域密着型サービスは入居条件を考え直すべきである。また、現在は多くの市町村において他市町村からの利用に関しては口頭での回答にとどまっていると思われる。今現在の取り決めの状況も明文化してお示し頂きたい。

(10) 一定距離以上の通院や外出の交通費を請求出来るようにして頂きたい

同一市町村内では交通費を徴収してはならない等、市町村でそれぞれルールがあるが、市町村合併にともない面積が拡大している市町村も存在し、通院や外出の距離等拡大している。こうした費用もすべて事業所でまかなうという現在の「まるめ」施設の枠組みを改め、一定距離を越えたものに関しては実費精算できるようにして頂きたい。また、〇〇km以上など、分かりやすく数値化してお示し頂きたい。

(11) 処遇改善加算を処遇改善交付金に戻し、適用範囲を広げて頂きたい

処遇改善に関しては、加算によって利用者には負担をかけることのないよう、処遇改善交付金へと制度を戻して頂きたい。介護職員以外の処遇改善については介護報酬から捻出するというところだろうが、27年度の改定においても介護報酬を下げており、事業所には事務員や介護支援専門員、管理者もおり、その処遇にも影響を与えていると思われる。このことから、処遇改善においては事業所に従事する福祉従事者すべてに適用できるようにして頂きたい。

(12) 介護報酬を改善して頂きたい

現在の処遇改善の仕組みでは介護職員の処遇が改善されても、介護報酬を下げていけば、次第に事業自体が成り立たなくなる。平成27年度の介護報酬約5%の削減により、グループホームの運営は厳しくなっている。介護職員の処遇の土台となる事業所が成り立たなくなるのは本末転倒である。平成30年度の介護報酬改定では、最低でも5%以上の改善を行い、介護職員の処遇が改善しても撤退せざるを得ない事業所が出てこないようにして頂きたい。いまや介護施設と介護職員の不足により、その他の産業でも現役世代の人材の介護離職で労働力不足を招くことが懸念されている。介護人材確保のためにも是非、介護報酬

の改善を実現して頂きたい。

(13) 認知症介護の専門職としてグループホーム関係者を活用して頂きたい

グループホームは介護保険制度開始と共に創設された認知症対応の専門施設であり、認知症介護においての実績とノウハウを持っている。現在、そしてこれから行われる認知症施策においては当然そのノウハウの蓄積が活用されるべきであると考え。地域ケア会議、認知症初期集中支援チームなどを始め、今後の行政の認知症に関する啓発活動についてもグループホーム関係者を活用して頂きたい。

(14) 県外から介護事業所に就職を希望する移住者に対して住宅手当等の補助を創設して頂きたい

まちづくりの一環として、介護人材不足解消と山口県への移住を促進するため、他県や都市部から介護職を目指して山口県に移住したい人材が、山口県内で介護職についても安定的に暮らしていけるように県、もしくは市町村単位で住宅手当や所得の補助を行う制度を創設して頂きたい。今現在の介護職員の所得では移住者にとっては生計を立てて安定的な生活を営むのは困難であり、他業種との兼ね合いもあり、所得の補助や住宅手当を創設することが重要であると考え。